

介護保険制度の改善を求める意見書

我が国の高齢化は急速に進行し、介護や介助を必要とする高齢者が増加し続けています。このような中、平成27年度の介護保険料改定によって保険料は全国では月額平均5,514円、愛知県においても5,191円へと高くなり、高齢者にとって大きな負担となっています。

また、平成26年6月改正の介護保険法により、要支援者の訪問介護と通所介護を市町村の地域支援事業へと移すこと、一定所得以上の高齢者は利用料を1割から2割に引き上げること、特別養護老人ホームの入所者は要介護3以上にする事など、給付の制限が行われています。参議院の付帯決議では、「専門職によるサービス提供が相応しい利用者に対して、必要なサービスが担保される」こととあり、国会決議の実行が求められています。

さらに、平成27年度の介護報酬引き下げによって、事業所閉鎖や職員の賃金引下げを予定する事業所も出ており、利用者・事業者・職員にとって深刻です。介護施設の減少や職員の離職率上昇が生じるようなことはあってはなりません。

よって、国におかれては、介護保険制度の長期にわたる安定的な運営を確保するため、次の事項の早期実現を強く要望します。

記

1. 介護保険への国庫負担割合を引き上げ、保険料負担の軽減と給付の改善をすすめてください。
2. 軽度者外しはやめてください。
3. 介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月17日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会